

健康

ことばの遅れが気になる子どもの発達相談会

ほかの子とも話ができるのにうちの子はまだしゃべらない、ことばが出ない等、悩んでいる方、専門医に相談したい方は、気軽にお願いいたします。



とき 12月11日(水)午前9時30分~正午(予約制)
ところ この発達センター(住吉福祉会館内)

相談医師 石崎朝世先生(小児神経科)
申込 12月4日(水)から電話で受付
ことばの発達センター(住吉福祉会館内)
らぎ(☎22・9897)

基本健康診査申込追加募集します

対象 40歳~69歳の市民(昭和8年4月1日~昭和38年3月31日生まれの方)で、本年度の基本健康診査の申し込みをしていなかった方
申込方法 はがきに氏名(ふりがな)・性別・生年月日・年齢・住所・電話番号を明記し、12月13日(金)(消印有効)までに申し込んでください。

申込先 〒202 8555 西東京市役所保谷庁舎健康推進課「基本健康診査」係へ
健診内容 尿・血液検査等
受診方法 市内指定医療機関
受診期間 平成15年1月中旬

勤務先等で健康診断を受けている方や、すでに糖尿病・肝臓病等の生活習慣病で治療中の方、また、同様の検査を受けている方はご遠慮ください。
受診票等は12月下旬に個別に通知します。
健康推進課(☎内線☎2366)

歯科講演会
「今、口腔ケアとは」

今回は介護をする方、受ける方のための口腔ケアについて、口腔のしくみと機能、口腔の病気とその予防、消毒法そして歯医者にさんにかかる心構えのお話しです。
とき 12月12日(木)午後1時~3時
ところ 保谷庁舎4階研修室
講師 服部玄門先生(田無歯科医師会)

対象 どなたでも
申込 当日直接会場へ
共催 田無歯科医師会、保谷歯科医師会
健康推進課(☎内線☎2366)



12月の健康相談・栄養相談

健康よろず相談

とき・ところ 18日(水)午後1時30分~3時
田無庁舎2階市民相談室
内容 医師による相談
栄養相談

とき・ところ 16日(月)午後1時30分~3時
30分・保谷保健福祉総合センター
定員 5人(申込順・前日までに電話予約制)

内容 栄養士による相談
健康相談
とき・ところ 16日(月)午後1時30分~2時
30分・田無総合福祉センター
定員 各5人(申込順・電話予約制)・申込締切12月12日(木)
内容 医師による相談(循環器内科・皮膚科・耳鼻科)

花による憩いと潤いのあるまちづくりを目指す「花いっぱい運動」

「花いっぱい運動」に宝くじ助成金を活用しています



市内の公園や駅前広場の花壇を飾っている花などは、財団法人自治総合センターからの宝くじ助成金(緑化推進コミュニティ事業に対する助成)を活用して、「西東京花の会」の会員が整備しているものです。

今年の春から秋にかけては、サフィニアやサルビア、マリーゴールドなどが花壇を彩り、現在は葉ボタンや色とりどりのパンジーなどの花が見られます。

ぜひ一度、ご覧になってはいかがでしょうか。

公園緑地課(☎内線2433)



東伏見駅北口広場



向台六丁目第2公園

Table with 2 columns: 町名 (Town Name) and 花を植えている公園・児童遊園・広場 (Parks/Playgrounds/Plazas where flowers are planted). Lists various locations like Hongo, Kita, Higashi, etc.

12月の休日診療

診療時間

病院...午前9時~午後10時
医院...午前9時~午後5時

12月下旬の診療日は12月15日号でお知らせします。

Table with 2 columns: 医療機関(所在地・電話番号) (Medical Institution) and 12月1日, 8日, 15日 (Dates). Lists hospitals like Sasaki General Hospital, etc.

~西東京市休日診療所~

上記のすべての休日に診療を行っています。
診療時間...午前10時~正午、午後1時~4時、5時~9時
場所...保谷保健福祉総合センター2階(中町1~5~1 ☎64-1311 内線2382)

12月の休日歯科診療

受付時間...午前10時~午後4時

12月下旬の診療日は12月15日号でお知らせします。

Table with 2 columns: 医療機関(所在地・電話番号) (Medical Institution) and 12月1日, 8日, 15日 (Dates). Lists dental clinics like Obayashi Dental Hospital, etc.

65歳になったら 老齢基礎年金の請求を

老齢基礎年金は65歳の誕生日の前日から請求手続きができません。
対象者 国民年金に第1号被保険者で加入している方で、受給資格期間(原則として、保険料納付済期間と免除期間の合算対象期間が25年以上)を満たした方

請求手続き先 保険年金課(田無庁舎2階・保谷庁舎1階)
ただし、国民年金に第3号被保険者で加入していた方、または、第3号被保険者の期間がある方は、西東京市役所では手続きができません。武蔵野社会保険事務所へ請求手続きをしてください。

請求に必要な書類 年金手帳、印鑑、本人名義の預貯金通帳、戸籍謄本、世帯全員の住民票、本人または配偶者がすでに年金を受けているときはその年金証書

このほかに書類等が必要になることもあります。手続きの前に国民年金係までお問い合わせください。

合わせてください。
老齢基礎年金 40年間保険料を納めた方には、年間80万4千200円(月額6万7千17円)が支給されます。
ただし、保険料未納期間・免除期間がある場合は、その期間に応じて減額されます。
給付の繰上げと繰下げ
老齢基礎年金は、請求により60歳から繰上げて受給することがあります。ただし、年金額は受給開始年齢により減額され、その減額率は生涯変わりません。
また、66歳以降に繰り下げで請求された場合は、年金額が増額されます。

なお、60歳になっても受給資格が足りない方や、満額の年金を受けたい時は、65歳になるまで任意に加入することができます。
武蔵野社会保険事務所(☎0422・56・1411)
保険年金課(☎内線1493、1494)(☎内線2137、2138)



夜間診療のご案内をしています ☎0424-63-1100